**県下の交通事故**（11月末現在）

| 区分／年別 | 事故件数 | 死者 | 傷者 |
|---|---|---|---|
| 46年 | 5,754件 | 205人 | 8,252人 |
| 47年 | 5,532 | 170 | 7,833 |
| 比較 | −222件 (3.9%) | −35人 (17.1%) | −419人 (5.1%) |

# やまなし安協ニュース

■第22号■
発行所
甲府市丸の内一丁目6−1
財団法人 山梨県交通安全協会
TEL 甲府(0552)(35)2121 内線328

優秀賞を受ける富士吉田交通安全協会

# 晴れの交通功労者・優良運転者

## 324人，26団体を表彰

## 富士吉田安協に優秀賞

### 交通栄誉章は田中氏ら27人

山梨県警察本部と山梨県交通安全協会との共催による、交通功労者、優良運転者等の表彰式は、十月二十六日午前十時から、県民会館において盛大に行なわれました。本年度優秀賞は富士吉田交通安全協会に、また、全日本交通安全協会長から贈られた交通栄誉章（緑十字銅章）は、市川交通安全協会長田中福平氏ほか二十七氏に伝達されました。当日の受賞者は次のとおりで、個人三二四人、団体二六団体の多きに達しました。

**一、優良交通安全協会**

▼警察本部長・県安協会長感謝状
長賞　富士吉田交通安全協会
優秀賞　南甲府交通安全協会
〃　南部交通安全協会
〃　韮崎交通安全協会
努力賞　甲府交通安全協会
〃　市川交通安全協会
〃　長坂交通安全協会
〃　日下部交通安全協会

**二、交通栄誉章（緑十字銅章）**

▼全日本交通安全協会長賞
(一)交通安全功労者
甲府　金丸平甫
〃　秋山登
南甲府　今井照博
〃　市川一雄
小笠原　浅川尭
韮崎　和明
長坂　島春英
南部　市川福平
市川　田中卓茂
石和　梶原
日下部　寺島
塩山　小島重治
都留　西沢四郎
富士吉田　渡辺米太郎
上野原　加藤和男

(二)優良運転者
甲府　石原三郎
〃　依田桂一
南甲府　中込国政
〃　広瀬清
小笠原　中沢武雄
韮崎　須賀正夫
長坂　斎木正雄
鰍沢　小林平八郎
石和　岡田栄
日下部　河埜君雄
塩山　高野義本
都留　梅原吉三
富士吉田　駒谷定義
大月　小俣幸成

**三、一般交通功労者及び団体**

▼警察本部長・県安協会長感謝状
(一)一般交通功労者
甲府　後藤登
〃　寺田喜作
〃　伊藤正二
〃　前島久茂
〃　長田実造
〃　石川関雄
南甲府　原善弘
〃　小林福雄
〃　北条剣吾
小笠原　長谷川けさの
韮崎　杉本丑男
長坂　長田較
鰍沢　浅川くまの
〃　原田清
南部　深沢登志夫
〃　遠藤喜代子
日下部　角田きくの
〃　内田光保
富士吉田　梶原武一郎
大月　椙本明美
上野原　久保寺泰子

(二)交通功労団体
甲府　徳行町自治会
〃　甲運小学校P
〃　TA交通安全専門部
小笠原　柳形西保育園
長坂　長坂中学校交通自治班
鰍沢　増穂中学校生徒会
南部　万沢中学校交通委員会
市川　市川小学校PTA
〃　古関小学校交通安全部
日下部　春日居町青少年健全育成会
塩山　富士コカコーラボトリング
〃　KK山梨営業所
都留　都留市役所職員運転者会
〃　都留交通安全協会西桂支部
富士吉田　富士吉田交通安全協会上吉田支部
〃　山中湖村消防団
大月　西山扇山部分林管理委員会
〃　大月ライオンズクラブ

**四、交通功労役員**

▼警察本部長・県安協会長感謝状
甲府　上野原交通安全母の会
〃　甲東小学校
〃　河西一衛
〃　矢崎正太郎
〃　坂本源雄
〃　赤池俊明
〃　宮坂由雄
南甲府　田口正夫
〃　有泉淳夫
〃　一之瀬定八
〃　内藤興
〃　小林恒治
小笠原　杉山武徳
〃　千之

**五、優良運転者**

▼警察本部長・県安協会長賞
甲府　伊東豊春
〃　市川正夫
〃　宮本秀男
〃　加藤秋津
〃　風間一
〃　橋場忠雄
〃　笹本三郎
〃　神宮寺政行
〃　斎藤静夫
〃　小林謙太郎
南甲府　米山光治
〃　内藤考好
〃　清水利三
〃　渡辺四郎
小笠原　保延穀隆
〃　斎藤長敏
〃　小林定義
〃　平川吉光
小笠原　小橋尚武
〃　土橋平
韮崎　清水茂広
〃　坂本富雄
〃　風間正男
〃　宮本秀男
〃　大柴金一
〃　石川正人
〃　清水澄夫
長坂　大久保定義
〃　小沢安彦
〃　清水武則
〃　北原道雄
〃　山田勲
〃　森沢菊男
小笠原　中沢恵
〃　加藤春雄
韮崎　大芝朋雄
〃　飯室老雄
〃　内藤修徳
長坂　北原大正
〃　小池益太郎
〃　田中壱郎
鰍沢　水出海蔵
〃　伊藤文次郎
〃　内田唯雄
〃　望月武雄
南部　市川春英
〃　川村藤十郎
市川　馬場貞雄
〃　土橋義文
石和　萩原一磨
〃　石原辰次
〃　若杉清
〃　小沢正
日下部　関口甲子策
〃　奥山隆一
塩山　植野友則
〃　小沢実
都留　山口源光
〃　谷内秀春
富士吉田　高村嘉
〃　日下部彦太郎
〃　堀内述久
大月　渡辺三郎
〃　仲出川一太郎
上野原　加藤和男
〃　飯島保
長坂　浅川重信
〃　跡部実
鰍沢　大久保友重
〃　大塩泰
〃　川口昭信
〃　佐野義郎
南部　深沢治郎
〃　渡辺喜信
〃　吉野政市
〃　望月光行
〃　佐野茂
〃　朝比奈強
市川　初鹿野
〃　杉本太郎
〃　伊藤和雄
〃　渡辺実
石和　早川鉄之助
〃　矢崎作衛
〃　中村勝友
〃　鈴木行政
〃　鈴木正幸
日下部　早川泉
〃　日原啓
〃　水上源七
〃　林喜
〃　中込辰雄
〃　義朝

**六、優良運転者証標交付**

甲府タクシーKK
高橋謙治ほか一五一名

## 48年交通安全スローガン（最優秀賞）

▼運転者向け
せまい日本　そんなに急いで　どこへ行く

▼歩行者向け
たしかめて　またたし　かめて　ハイ横断

▼子ども向け
ぼくしない　どうろのとびだし　わるふざけ

**凍るとき 道路に水まきはやめましょう！**
人命にかかわる大事故のもとになります——

## 県政功績者に稲葉嘉幸さん

—交通功労者として—

山梨県交通安全協会副会長（南部交通安全協会長）

稲葉嘉幸氏は、永年にわたり交通安全運動を推進し、多大の功績をあげていますが、このたび県政功績者（治安維持関係）として表彰されました。

稲葉氏は、昭和八年六月南部交通安全協会の理事となり、昭和三十四年六月同会副会長、昭和四十一年六月同会々長および県安協理事、昭和四十五年六月県安協副会長に就任、この間実に四十年間にわたり交通安全のために献身的に活動し、その功績によって、すでに緑十字銅章、関東管区警察局長表彰、緑十字銀章等の表彰も受けられています。

稲葉氏は、自家用車にマイクを取り付け、自らハンドルを握って、交通安全の広報をして歩くことで有名ですが、今回の表彰も、この熱意と努力の成果として、各方面から賞賛されています。

# 年末年始の交通安全運動

～12月20日から1月10日まで～

年末年始は、例年交通事故が多発し、悲しい正月を過ごす家庭も少なくありません。

この期間は特に、飲酒の機会も多く、交通も一段と混雑し、また、スリップ事故なども多く、交通上危険なときでありますので、県民総ぐるみで、飲酒運転の追放と歩行者事故の防止を重点に、効果的な運動を推進し、死亡事故の絶滅をめざして運動を展開することになりました。

どうか、県民の皆さんひとりひとりが、わが家のこと、自分のこととして真剣に考え、実行していただきたいと思います。

## 重点　飲酒運転の追放

## 歩行者の事故防止

飲んで乗る　あなたは天国　家族は地獄

（富士吉田警察署　浅川詔三氏撮影）

**◉年末年始交通安全県民運動実施要綱**

一、目的

この運動は、年末年始における飲酒運転の追放と、歩行者の事故防止を重点として、特に職場、家庭にその趣旨の徹底をはかることによって、交通の安全を確保することを目的とする。

二、期間

自十二月二十日（水）

至一月十日（水）

三、スローガン

○酒を飲んだときは運転しない

○よく確かめて無理と油断のない横断

四、主唱

山梨県　市町村

県警察本部

県教育委員会

県交通安全対策本部

県交通対策推進協議会

県交通安全協会

五、重点目標

○飲酒運転の追放

○歩行者の事故防止

六、実施事項

◉飲酒運転の追放

酒を飲んだら運転しない、運転する人には飲ませない、運転させない、飲んだ人には運転させない、の〝三ない運動〟の周知徹底をはかるとともに、次の事項について各機関、団体が、自らの責任において実施する。

1 町内会、部落会、PTA、婦人会等の諸会合を通じて、家庭人特に主婦に対し、飲酒運転の危険性と、これによる事故の悲惨さを訴え、飲酒に対する風潮習慣、意識等の現状を打破することの必要性を徹底する。

2 会合に、酒類を出すことを予定している場合には、通知書にその旨を記載し、飲酒運転防止につとめる。

3 酒を飲む時や、酒を出されている会合等には、車を運転して行かないように呼びかける。

4 ドライブイン、モーテル、料飲店等の酒類提供業者に対して、運転する人には、酒類を販売しないように呼びかける。

5 地域、職域、関係機関団体等においては、飲酒運転の恐ろしさを徹底させるとともに、飲酒運転禁止の申し合わせを行なう。

6 職場等の運転管理にあたっている者は、〝職場から交通違反者を出さない運動〟を強力に推進する。

7 運動期間中毎日、随所で取締りを実施し、飲酒運転をした者の住所氏名を公表するとともに、家庭への通報制度を実施する。

◉歩行者の交通事故防止

1 横断歩道による横断の励行および斜め横断の禁止を呼びかける。

2 夜間の歩行者には、反射器材等を着用また は携行するように呼びかける。

3 路上へのとびだし、車両の直前、直後の横断等をしないように呼びかける。

4 道路上の遊戯、幼児のひとり歩き等をやめさせるように呼びかける。

5 運転者に対し、横断歩道、交差点等における歩行者保護のための、一時停止又は徐行の励行を呼びかける。

## 『三ない運動』

**酒を飲んだら運転しない**
**運転する人には飲ませない**
**飲んだ人には運転させない**

気をつけようスリップ事故！　（日刊自動車新聞　松井清氏撮影）

◉広報活動

1 運動の趣旨を県民全体に周知するため、各種広報、有線放送等の媒体を利用して徹底をはかる。

2 すべての機関、団体が年末年始交通安全県民運動の看板を掲出する。

◉年賀ハガキによる交通安全の呼びかけ運動

年賀状を出す際に、必ず余白を利用して、交通安全を呼びかける運動を推進する。

七、実施要領

この要綱は、基本的な事項を定めたものであるから、市町村、関係機関団体は、地域、職域の実情に応じ具体的な計画をたて、これを強力に推進する。

## 新規購入映画の紹介

このたび、次の映画を購入しました。ご活用ください。

**一、交通事故ゼロへのために**

十六ミリ、カラー、十五分、小学生、一般向。

「交通戦争」「交通地獄」……何度叫び聞かされたことばでしょう……

事故にあった方がたの肉身や、こどもを奪われた家族の悲痛な叫び、加害者である運転者もまた、同じように苦しみ悩まなければならないのです。交通事故は天災ではありません。正しい知識があれば「守る規則」に必ず守られる」のです。

この映画は、事故の恐ろしさを教えるとともに、その反省をしながら、交通規則と交通道徳の意味を、こどもにわかりやすくアニメーションを入れて制作してあります。この映画は、小学生向ですが、一般大人が見ても有意義です。

**二、バランスの世界**

十六ミリ、カラー、二十六分、高校生、二輪運転者向。

オートバイは、機動性、経済性に富んだ便利な乗りものですから、今日では仕事はもちろん、レジャー、スポーツに至るまで、広く人びとの生活の中に根をおろしています。しかし、利用される台数がふえ、車が大型化するにつれて、その安全についての対策も、また一層必要になってきました。つまり、オートバイ・ライディングに対する正しい知識と技術を身につけるとともに、万一事故が起つた場合のことを考えて両面の備えをするのが、車社会の当然の責務となるわけです。

そこでこの映画では、オートバイの持つマシンとしての特性と、さらに走行中に働く物理的な特性をもとに、コーナーリング、ブレーキング、ライディング・フォーム、セット・ユニフォーム等について、くわしく教えています。

**三、飛び出すこどもたち**

十六ミリ、カラー、三十分、こども、運転者、一般向。

この映画は、今日、とくに重要視されている幼児の交通事故をとりあげ、自分で自分の身を守ることのできない幼児たちの生態を、レンズでとらえて観察をつづけながら、幼児の行動特性を分析して、ドライバーや保護者たちが、こどもたちにどう対処すれば安全なのかを、くわしく説明しています。

**四、幼児とお年寄りを守ろう**

十六ミリ、カラー、二十五分、運転者、一般向。

車対歩行者の事故は相変らず多く、中でも幼児と老人の被害が最も多いのはなぜでしょうか。この映画は幼児と老人には普通のおとなと違う特性があるので、その点を運転者に理解させ、それを予見し、判断して安全運転をすることが、幼児と老人の事故を避ける方法であることを考えてもらうために企画されたもので、この映画を通じて、ドライバーと歩行者の心のふれ合いをこまやかにし、安全でゆとりのある交通社会を築こうと念願して制作されています。

## 道

詩　宮野　貢
曲　清水吾郎

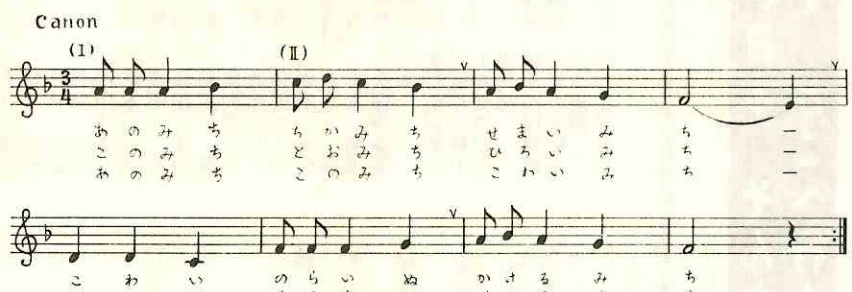


## あの道この道

詩　宮野　貢
曲　清水吾郎

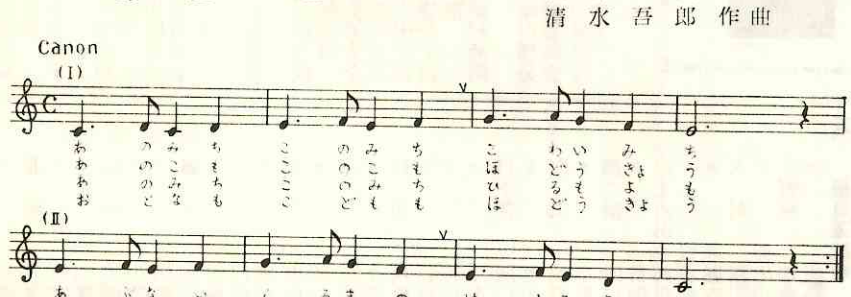


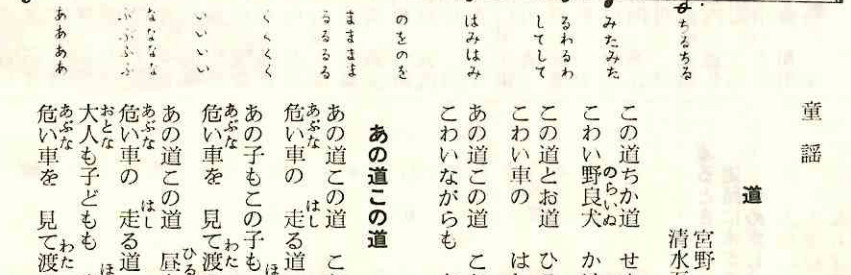


童謡

### 道

宮野　貢作詩
清水吾郎作曲

この道ちか道　せまい道
こわい野良犬　かける道
この道とお道　ひろい道
こわい車の　はしる道
あの道この道　こわい道
こわいながらも　とおる道

### あの道この道

あの道この道　こわい道
危い車の　走る道
あの子もこの子も　歩道橋
危い車を　見て渡る
あの道この道　昼も夜も
危い車の　走る道
大人も子どもも　歩道橋
危い車を　見て渡る

# 交通事故と現在の社会情勢

身延中学校三年　遠藤光江

交通戦争、交通事故、このような言葉は毎日、ラジオや新聞、テレビなどを通じて私たちの耳や目にはいって来ます。しかし、近ごろではこれらの言葉は私たちにとってマンネリ化の傾向にあります。

一個の尊い生命が、人間の作り出した自動車のために奪われてしまうことを、なんだ交通戦争か、物騒な世の中になったものだと、軽い気持ちで聞き流してしまう現状ではないでしょうか。

私は幼いとき実際に交通事故を体験しました。どんな小さな交通事故でもけっして他人ごととして聞き流すことはできません。交通事故を人ごとのように軽い気持で考えている人たちに対し、また、無責任であまりにも薄情な人間のあふれた現代社会に対し、腹立たしく覚えてなりません。私の交通事故の体験、それはまだ交通事故の少なかった昭和三十九年のことです。一生忘れることのできない、いやな恐い思い出です。私はその日、祖父に入学祝のランドセルを買っていただき有頂点になって帰って来ました。

バスから降りて、むりやり母の手をふりきりバスの直ぐ後を飛び出してしまったのです。するとアッ！という叫び声と同時にガーンという何かでたたかれたような痛みとも何ともわからないショックを受け、その後のことは何も覚えていません。

次の日病院のベッドで気がついた私は、激しい吐き気と割れるような頭痛に襲われて、からだが燃えるように熱かったのを覚えています。だがそれ以上に苦しかったことは、加害者に対するなんとも言いようのない気持ちのことでした。車の直前直後の横断、確認なしの急なとび出し…これは運転者にとって何よりも恐しい歩行者の行動だそうです。

私は、あのとき悪かったのは私ですから、運転手さんを責める気持にはなりません。それなのに彼は、加害者という立場に立たされて、「申訳ありません」と深く頭を下げ、仕事の合間をみては毎日お見舞いに来てくださいました。私はそんな彼の姿に「気の毒だな」と痛切に感じました。私は右腕骨折と脳内出血で肉体的に苦しみましたが、加害者にされた運転手さんは、精神的な重みやその責任で、私より何倍か苦しんだに違いありません。私はこのことを思うと、交通事故というものは、肉体的よりも精神的に耐えがたいものだと痛切に感じたのです。

ちよっとした不注意が大惨事をまき起こし、多くの人々をはかり知れない肉体的精神的な苦しみにおとし入れる……これが交通事故の実感なのです。それから私は先日、交通遺児の書いた作文集「天国にいるお父様」という本を読みました。あの子たちは交通事故によって一家の大黒柱である父を失ない、あるいは心の支えとなるやさしい母を失って、経済的にも暗くさびしい毎日を送っています。

そんな彼らに対し、社会は育英資金を与えているそうですが、果してそれだけでよいのでしょうか。「父さんを返してくれ」「車なんかなくしてしまえ」と訴え続ける彼らにとって、この社会はあまりにもつめたすぎると思います。現代の社会には何かが欠けています。あまりにも文明が発達し何もかもコンピューター時代といわれるため、人間対人間の暖かい人情……最も大切であるべきはずの人間関係の基本が忘れさられ、ともすると車社会が人間をロボット化してはいないでしょうか。

文明の発達によって生れた自動車、そしてそれを動かす人間のちょっとした不注意、過失によって、毎日何百何千という人が傷つき死んでゆくのです。そうです、これは交通戦争なのです。一見平和に栄える日本の国内で、毎日この交通戦争がくりかえされ、痛ましい負傷者と死者は一向にへらないまま、毎年増加の一途をたどり、多くの不幸な家庭、多数の不幸な交通遺児をつくっています。一体、今日の文明社会がこんなことでよいのでしょうか。いつになったら平和で安心して住める社会がやってくるのでしょうか。人間対人間の暖い心情はいつよみがえるのでしょうか。無責任で薄情な人間が本当の人間性をとりもどし、よき対人関係を回復したとき、はじめて交通事故はなくなり、交通戦争はおさまるでしょう。

私は声を大にしてさけびたい。「交通事故は人間によってひき起こされるものだ。だから人間の努力によって必ずなくすることができるものだ。」と、皆さん交通事故ゼロの日がくるまで私達は激しい怒りと訴えをもって、運転手に歩行者に、そして社会全体にノー事故運動を強力に働きかけ、私達自身の正しい意識と強い行動力で、きょうから、事故のない平和な文化国家の建設に進もうではありませんか。

# 第14回県下中学生交通安全弁論大会

## 遠藤光江さん（身延中三年）が優勝
### 十八人が熱弁ふるう

山梨県交通安全協会、NHK甲府放送局および交通山梨新聞社の三者共催による、第十四回県下中学生交通安全弁論大会は、十月二十三日、甲府市立南中学校体育館において開催されました。

大会には、県下各警察署単位に行なわれた予選の優勝者十八名が出場し、それぞれ熱弁をふるった結果、身延中学校三年生遠藤光江さんが優勝し、優勝旗と知事賞を獲得しました。

なお、準優勝以下それぞれ次のとおり受賞しました。

県議会議長賞　山梨南中二年　仲沢千代美
甲府市長賞　県教育長賞　初狩中三年
甲府南中三年　望月　玲子
警察本部長賞　県土木部長賞　韮崎西中三年　堀井　真澄
山梨県知事賞　原　さつき

## 来春の全国交通安全運動きまる

四月六日（金）から四月十五日（日）まで十日間

交通対策本部は、十一月十三日、昭和四十八年春の全国交通安全運動実施要綱を決定し、四月六日から四月十五日まで十日間、全国一斉に実施することになりました。

その目的、運動の重点は次のとおりです。

一、目的
この運動は、歩行者、運転者、運転者の雇主その他陸上交通に関係あるすべての者に、交通安全思想の周知徹底をはかり、正しい交通ルールの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底をはかることを目的とする。

二、運動の重点
㈠スクール・ゾーンの設定促進と定着化
㈡母親とこどもに対する交通安全教育の充実
㈢運転者等に対する交通安全指導の徹底

**原動機付自転車も、必ず自動車損害賠償責任保険に加入してください。**
加入しないで運転すると処罰されます。
また、万一、加入しないで事故を起こし、人を死傷させたら、損害賠償でたいへんなことになります。

## 初心者マークについて

去る六月一日、公布された道路交通法の一部を改正する法律により、初心運転者標識（いわゆる初心者マーク）の表示義務およびその保護に関する規定などが十月一日から施行されました。

この初心者マークは、黄色と緑色の若葉を図案化したもので、大きさは縦一八・五センチメートル、横一一・五センチメートルで、夜間でもよく見えるように反射材料が用いられています。

普通免許をうけて一年に満たない初心者運転者が、普通自動車を運転するときは、この初心者マークをその車の前とうしろの地上四〇センチメートル以上一・二〇メートル以下の位置に見やすいようにつけなければなりません。

これをつけないで運転すると二千円の反則金と、一点の交通違反点がつけられます。（罰則は、一万円以下の罰金または科料、過失の場合でも罰せられます。）

普通免許をうけて一年未満の期間中に、運転免許の停止処分をうけたときは、その停止日数は、期間の計算から除かれます。

また、さきに普通自動車を運転することができる第一種免許または第二種免許をうけたことがある者がその免許を切らしてから六カ月以内に普通免許をうけたときは、さきの免許をうけていた期間が一年以上のもの、またはさきの免許をうけていた期間が、通算して一年以上のものにかぎり初心者マークの表示義務が免除されます。

一方、このような初心者マークや、仮免練習標識をつけている車に対しては、その他の車は、その側方に幅寄せしたり、その車が追突防止のため必要な車間距離を保つことができないこととなるときは、その車の前方に進路を変更してはいけません。

このような行為をしますと、大型自動車は四千円、普通自動車または自動二輪車は三千円、原付車は二千円の反則金と、一点の交通違反点がつけられます。（罰則は、三万円以下の罰金。）

なお、この規定により禁止される「幅寄せ」の間隔は、道路の状況、車両の種類、速度などによって異なりますが、一般道路において速度が四〇キロメートル毎時から六〇キロメートル毎時までの場合は、約五〇センチメートル未満、高速道路において速度が一〇〇キロメートル毎時のときは、約一メートル未満程度と考えてよいでしょう。

初心者マークは県安全協会、地区安全協会であっせんしています。

**初心者マークをつけた車の無謀な運転が指摘されています。**
**初心者であることを自覚し、安全運転につとめてください。**

## 交通事故防止イロハカルタ

長沼義信

**い**つもニコニコ安全運転
**ろ**んより証拠事故多し
**は**らはら運転他人がめいわく
**に**げたひき逃げ　何時かは判かる
**ほ**道橋を渡りましょう
**へ**っどライトに目がくらむ
**と**歩者優先甘えず急ぐ
**ち**らりと見えたら人と思え
**り**ん道の運転谷間に注意
**ぬ**れた道路の運転用心
**る**すの車に　カギかけましょう
**お（を）**互いに注意しましょう人と車
**わ**たしだけはと自慢は禁物
**か**っとなっては　ハンドル狂う
**よ**そ見運転事故のもと
**た**がいにゆずって　運転しましょう
**れ**ん絡に右手を上げて横断しましょう
**そ**ろそろ横断車がめいわく
**つ**つしみましょう飲酒運転
**ね**不足運転つつしみましょう
**な**れたころに気がゆるむ
**ら**ん暴運転危険が迫る
**む**りな追越し止めましょう
**う**っかりすると事故起こす
**い（ゐ）**ら立つときは乗るまい車
**の**んびり運転後車がめいわく
**お**れんじ信号に気をつけましょう。
**く**るまの点検忘れぬように
**や**ってはならない片手運転
**ま**がりかどは気をつけましょう
**け**さも笑顔帰りも笑顔
**ふ**らふら歩きは事故のもと
**こ**ころが落ちつけば　ハンドルも軽い
**え**んじん調整車の生命
**て**もとが狂えば車も狂う
**あ**さは笑顔で出かけましょう
**さ**きを急げは事故招く
**き**ょうも安全運転デー
**ゆ**断をすれば事故多し
**め**ん倒だと無理な追越し止めましょう
**み**んなで守ろう交通法規
**し**らない道はスピード落とす
**え（ゑ）**ん延と続く車の追越しは危険
**ひ**ろい道ほど事故多し
**も**う事故はこりごりだ
**せ**まい道に事故は少ない
**す**すむも注意バックも注意
**ん**（運）転はいつも慎重に

（作者は元県教育庁社会教育主事）

# 第六回交通安全写真コンテスト

## 最優秀賞に

第一部　窪田かずお氏（甲府）
第二部　高速道路交通警察隊

山梨県交通安全協会の主催で、四月一日から八月三十一日までの期間実施した〝第六回交通安全写真コンテスト募集要綱〟による交通関係写真の募集は、第一部（交通一般についての写真）七七点、第二部（交通事故写真）三六点、計一一三点が寄せられたので審査の結果、次のとおり入選が決定いたしました。

なお、昭和四十八年度も、第七回コンテストを行なう予定であります。

◇第一部
最優秀賞　窪田かずお（甲府市太田町）
金賞　日原力（塩山市上於曽）
金賞　宮本利夫（敷島町長塚）
銀賞　松井清（甲府市塩部一丁目）
銀賞　三井治（甲府市住吉本町）
銅賞　渡辺章一（一宮町石）
銅賞　藤綱友一（甲府市富竹町）
佳作　三二点

◇第二部
最優秀賞　高速道路交通警察隊（大月市大月町）
金賞　浅川詔三（富士吉田警察署）
金賞　秋山米夫（竜王町篠原）
銀賞　大柴力（明野村水井）
銀賞　岩間正男（一宮町塩田）
銅賞　渡辺章一（一宮町石）
銅賞　横内正重（交通事故処理センター）
佳作　八点

第1部最優秀賞　甲府市太田町　窪田かずお氏撮影

第2部最優秀賞　山梨県警察高速道路交通警察隊撮影

## 交通教室

# 運転免許の拒否と保留

**多い拒否と保留**

運転免許の試験に合格しても、その免許証の交付が拒否されたり、保留処分を受ける人は年間かなりの数に達しています。

拒否というのは、まったく免許証が交付されないということで、再び試験を受けなければならないものです。

保留処分は六カ月以内の一定期間、免許証が交付されないことをいいます。県内で昨年一年間にこれらの処分を受けた人は、拒否五七名、保留五四四名でした。

**拒否、保留とはどんなとき**

運転免許試験の合格前に違反や交通事故を起こし、その点数が一定の基準に達していると、それぞれの基準にしたがって拒否、保留の処分を受けます。

**拒否処分の対象となるものは**

次の四つのケースにわけることができます。

㈠過去に全く免許証がなかった人の場合

違反点数が一五点以上になると免許は拒否されます。

Aさんは、試験に合格して免許証は十月二日に交付されることになっていました。

ところが、Aさんはことしの六月と昨年八月の二回無免許運転をしており、その累積点数が一六点となっていますから、当然拒否になります。

この場合、免許拒否は最後の違反をした日から一年ということになっています。なお、違反と違反との間が一年以上であると違反点数は合算されません。ただし、違反は過去三年間のものが一応処分の対象となります。

また、違反点数によっては、拒否される期間が三年まで長くなることがあります。

㈡過去に免許の取消処分を受けたことのある人の場合

この場合は、停止処分中に無免許運転を行なった場合と同様に扱われます。

たとえば、酒よい運転をした人が免許停止になり、その期間中に無免許運転すると、違反点数は一二点（酒よい運転）プラス八点（無免許）となり、当然取消処分を受けることになります。

免許が取り消しになったあと、取消処分の理由である無免許運転を行なった日から一年以内にさらに無免許運転をすると、点数は一二点プラス八点と計算されて合計二八点となり、二年間免許を拒否されることになります。

ただし、さきの無免許と取消後の無免許との間が一年以上であるとすると、点数は合算されないため八点だけとなり、保留処分になりますが拒否されることはありません。

㈢すでに他の免許を持っている人の場合

たとえば、二輪免許を持っている人があらたに普通免許に合格したようなときこのような場合は、二輪免許は取り消しか停止の処分普通免許は拒否か保留の処分を受けることになります。そして、これらの処分の期間はすべて既得免許に対する処分と同一にすることとされています。

㈣免許を失効させた人の場合

免許を持っていた人が、その当時行なった違反について処分を受けることなく失効させたような場合です。

これは新たな免許について、拒否保留の処分が行なわれます。

処分の始期は免許を失効させた日からとなります。

**保留処分**

保留は処分期間が六カ月以下であり、処分の始期は最後の違反をした日からとされているため、期間が経過していて処分を受けない場合もあります。

そして、実際は処分を受けない場合は、その基準点数に達していた事実を法律上処分前歴とみなし、処分を受けた人と同様に扱うこととされています。

## 免許証有効期限は誕生日まで

### 来年四月から「うっかり失効防止」

「免許証の有効期限は、その免許をうけた者の誕生日とする。」という、いわゆる「うっかり失効防止」に関する規定が、昭和四十八年四月一日から実施されます。

その要旨は、この規定実施の日（来年四月一日）以降に、新たに免許を受けた者は、その免許についての適性検査を受けた日の後の、三回目の誕生日までが有効期間となり、その後の更新免許証については、更新前の免許証の有効期間満了後の三回目の誕生日までとなります。

この改正規定実施の日（来年四月一日）、すでに免許を受けている場合は同日以後に初めて免許証の更新を受けるまでは従来どおりですが、その免許証の有効期間は、その更新時の適性検査を受けた日の後の四回目の誕生日までとなり、それ以後の更新からは、三回目の誕生日となります。

なお、誕生日が二月二十九日であるときは、二月二十八日であるとみなして扱われます。

# 備えあれば憂いなし

## 一つの保険で家族全員を守る

## 協栄生命の大型保障保険『まごころ』

災害はいつ起るかわかりません

交通戦争と叫ばれ始めてから久しく、犠牲者は日々増加の一途を辿っています。交通事故に対する安全対策として、欠陥車の摘発・安全運転教育・自賠責保険の拡充等被害者に対する施策は徐々に整ってきています。然し、ドライバーに対して、自動車の所有者に対してはどうでしょうか。自動車が贅沢品であった昔はいざしらず、今日では、商用に、日々の活動に車に依らねばならぬ時代にきています。生活に密着した車は、明かるい舗装された道路、歩行者と車が截然と区別された整った道路ばかり走る訳には参りません。ドシャブリの雨の中、デコボコの真暗な夜道も走らねばならないのです。昨日の模範ドライバーが明日は、交通事故の犠牲者になる危険を多分に秘めています。事故の被害者ばかりでなく、加害者さえもが、交通戦争の犠牲者なのであり、その悲惨さもすでに何度となく指摘されております。そしてこの危険をさけて通ることが出来ない以上、万一の備えはご自身でなさらなければなりません。

協栄生命の超大型保険〝まごころ〟は、このような交通戦争に最も適した保険として、山梨県交通安全協会より推薦をうけ、多くの方々にすでにご利用いただいております。その特徴をかんたんにご紹介しましょう。

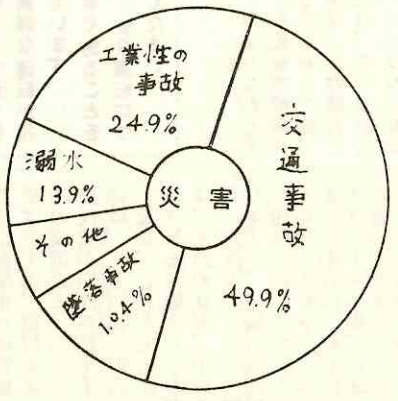

≪災害事故の内訳≫

### 〝まごころ〟例　満期保険金一〇〇万円の場合

◇**あらゆる災害に超大型の家族保障**　災害事故（交通事故も含む）で万一の場合、満期金一〇〇万円でなんと、総額一六五〇万円以上がお受取りになれます。

◇**インフレに対処できる家族年金**　万一の場合は即時に一時金をお支払いし、更にその後保障期間にかかわりなく、15年間にわたり家族年金をお支払いします。家族年金は毎年第一回目の年金額の10％ずつふえる金額をお支払いしますので、ご家族の安定した生活が確保されます。

◇**家族ぐるみで保障が得られます。**（ご主人がこの保険に加入されますと）

傷害給付金……災害事故でケガをされた場合、傷害の程度により、ご主人・奥様お子様にそれぞれ傷害給付金をお支払い致します。

入院給付金……災害によりご入院した場合、ご主人・奥様・お子様にそれぞれ入院給付金をお支払いします。

例　満期保険金一〇〇万円ご加入の場合　一日　三〇〇〇円
（妻　一日　一八〇〇円　子供（六才以下は半額）一二〇〇円）

◇**安い掛金で保障が得られます。**　例　三〇才でご加入の場合　月額保険料八二三〇円

◎今後、皆様方のお宅にお伺いいたしました折は、ご引見の上、ご加入下さる様、おすすめいたします。

今日を守り
明日を築く

協栄生命

甲府支社

丸の内三丁目20～3
TEL (22) 4836代